

こころの健康づくり

～地域共生～

NPO ながのかれん 戸田允文

統合失調症と診断された家族は一様に「一体なぜわが子がこのような病気になるのか、そんなわけはない！」精神の病気は、脳の機能障害の病気であり、誰もがなりうる病、100人に一人はなり得る病気といわれています。生活機能の障害、生活にしづらさの障害を抱えます。

心の病と自立、社会参加を目指して

精神障害者は一般に思われているような精神病院に通院、入院歴があるから、怖い人達でない。逆に、心に病を抱えるがために、生活のしづらさに戸惑いをもちながらも、自立と地域での社会復帰に向け病院に通い、施設で就労を目指して作業に取り組み、訓練をし努力している、ことを最初に申し上げ、ご理解いただきたい。

精神障害者の権利は自立、社会参加を後押ししているか

心の病を治療し、自立、社会参加、復帰のため、生活のしづらさを少しでも解消できる事柄【施設での就労訓練、生活の場の確保、医療支援、福祉サービス等】を享受できる利益がやっと障害者自立支援法によって他障害と同等に、法律の一定の基準の中ではありますが認められ、医療、福祉サービスを受けられる権利として持ち得たところです。にもかかわらず、利益を享受し切れていない障害者が大勢います。該当施設が無い、遠くて利用できない、経済的に利用基準から外れる等々。又、制度はあるが制度適用が難しい（ホームヘルパー制度等）など。

一定の権利とは何か。障害を持っていようがいまいが、同等の生活環境を保てること、といえると思います。反面、権利を得るための義務も生じますが。障害をもった人への継続的な医療負担はここまで、福祉サービスもここまで、との線引きの中での権利の享受とみなしているように思います。生活者を基準とするならば、生活のしづらさを抱えた人との権利格差を縮める義務【障害を負ったがための賦課を軽減する基準の見直し】があるのではないかと思います。

地域で安心して暮らすために、気持ちの切り替えができていますか。大切なことは・・・。

まず、“ひきこもらない”家族が元気であること。昔は？・・・向こう3軒両隣・・・。

怖いものには触りたくない・・・。こんな空気が吹いている、のが現実かな。

安心、安全に！って、何？・・・。本人は、生活機能に不具合を抱えている。

精神の障害『脳機能の病気、服薬、生活機能の障害、・・・』についての関心度。

やはり、本人が地域に溶け込み、生活できる場、グループホームの設立が不可欠。

頼りになるのは、地域の家族会。

親亡き後の、本人への遺言として残せるものは何か？財産だけなのか、ケア体制は・・・。

最良の結論は？ ひとり、ひとりが、ひとりじゃない。みんながつながれば、ひとつになる。

心の病と差別意識

人は、精神障害があると知ると、差別意識のある無いに関わらず一歩引く。何故か。

第一は、事件が起きると精神病院入院、通院歴あり、精神鑑定云々と報道され、精神障害者は怖いとの風評、差別意識の植えつけが強められている。精神疾患の正しい理解を正確に伝える努力にかけている。

第二は、精神障害者の退院促進事業の実効は徐々には出てきていますが、専門家、関係者の努力にもかかわらず、地域自治体、地域住民等の支援の動きが緩慢であり、地域共存の雰囲気に繋がっていない。退院

促進のみならず、生活の場グループホームの建設においても、現実、かなり強い抵抗、反対行動にあっている。

障害者差別の撲滅に向けて。地域共生への第一歩

人は生まれながらにもっている命、自由、平等などを行使する権利を持っている。にもかかわらず、主観的な価値判断に基づいて、異なった扱い、差をつけること、分け隔てをする人間が、まだまだ多くいます。この根底には、国の政策による収容政策、障害者への単発的な格差施策の持続の影響等が大きいとも言えます。

自立支援法が施行され三年、見直しの時期にあり、改めて、精神障害に関わる知識、実態の正しい理解を進める啓発活動を高めていく必要を痛感しています。現状での対処に留まらず、学校教育の現場で、教師に、子どもに、継続的に研修、講演等の実践を進めることが、差別を撲滅する第一条件であろうと考えます。

【戸田 允文（とだ まさのり）先生 ご略歴】

- 1963年 大学卒業後民間企業に就職、自動車関連会社の管理職を経て、経営コンサルタントファームに所属、企業の経営指導、社員教育等の指導に当る。
- 2001年 戸田経営コンサル事務所主宰
- 2003年 旧長野県精神障害者家族会連合会理事
- 2009年 NPO法人長野県精神保健福祉会連合会理事長
- 2009年 長野県社会福祉協議会理事
- 2009年 長野県地方精神保健福祉審議会委員

NPO法人ながのかれん理事長。家族相談、精神障害について偏見・差別を無くす活動に奔走。病气・生活機能障害の改善等の研修、講演会等家族支援の活動に携る。

20数年、家族として、精神保健福祉活動に関わる。特に精神の障害を持っている人、その家族に対する偏見・差別を無くす活動に力を入れる。また、親亡き後、精神に障害を抱えた人が地域で安全に、安心して生活できる取組みについて（成年後見制度、精神科救急制度、地域共生の在り方等）調査研究を行う。NPO法人ながのかれん家族相談員として、家族の相談等、家族支援の活動に携わる。